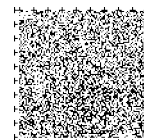


## 第8章 計画推進のために



### 1. 地域共生社会の推進に向けて

『きらり ふじさわ』中間見直しにおいては、障がいのある人やその家族等、市民、障がい者団体や障がい福祉サービス提供事業者等の支援者、そして行政を、障がい者施策を推進していく主体として位置付けます。

当初計画においては、「自助」「共助」「公助」の理念のもと、それぞれが自らの役割を果たし、お互いに連携・協力し、一体となって障がい福祉の向上を目指してきました。

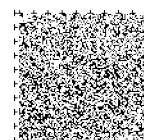
今回の中間見直しにあたっては、地域共生社会の推進に向けて、「自助」「共助」「公助」に加えて、障がいのある人を含めた住民同士が、身近な人間関係の中で、お互いを支え合う視点としての「互助」の考え方も重視しています（図表8-1参照）。

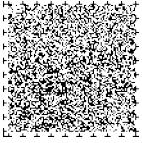
本市では、障がいのある人等による自助を進めるため、障がいのある人の判断や決定を尊重した合理的配慮の提供や、当事者をエンパワメントする取組、当事者・家族の立場からの普及・啓発を行います。また、住民一人ひとりの障がい理解の促進や、障がいのある人の社会参加の推進による、互助のまちづくりを進めます。さらに、共助を進めるため、障がいのある人を支える人材の確保に努めます。

このように、本市は公助の主体として、自助、互助、共助の活動を支援しつつ、障がいのある人のニーズを踏まえた政策形成とその推進に努め、障がいのある人やそれを支える人々への支援体制の基盤を整備します。

図表 8-1 障がい福祉における自助・互助・共助・公助の考え方

理 念	考 え 方
自 助	合理的配慮が保障された上で自己決定を行い、「権利の主体」たる社会の一員として、自分らしく生活する。
互 助	身近な住民同士が、身近な人間関係の中で、お互いを支え合う地域づくりの実現を目指す。
共 助	障がいのある人の人権を尊重し、障がいのある人を差別することなく、障がいのある人があらゆる分野の活動に参加できるような地域社会の実現を目指す。
公 助	障がいの理解を深めるための普及・啓発を行い、障がいのある人の自主性が尊重され、可能な限り地域において自立した生活が営めるよう、年齢や障がいの状態に応じた支援を行い、あらゆる分野における施策を総合的に推進する。



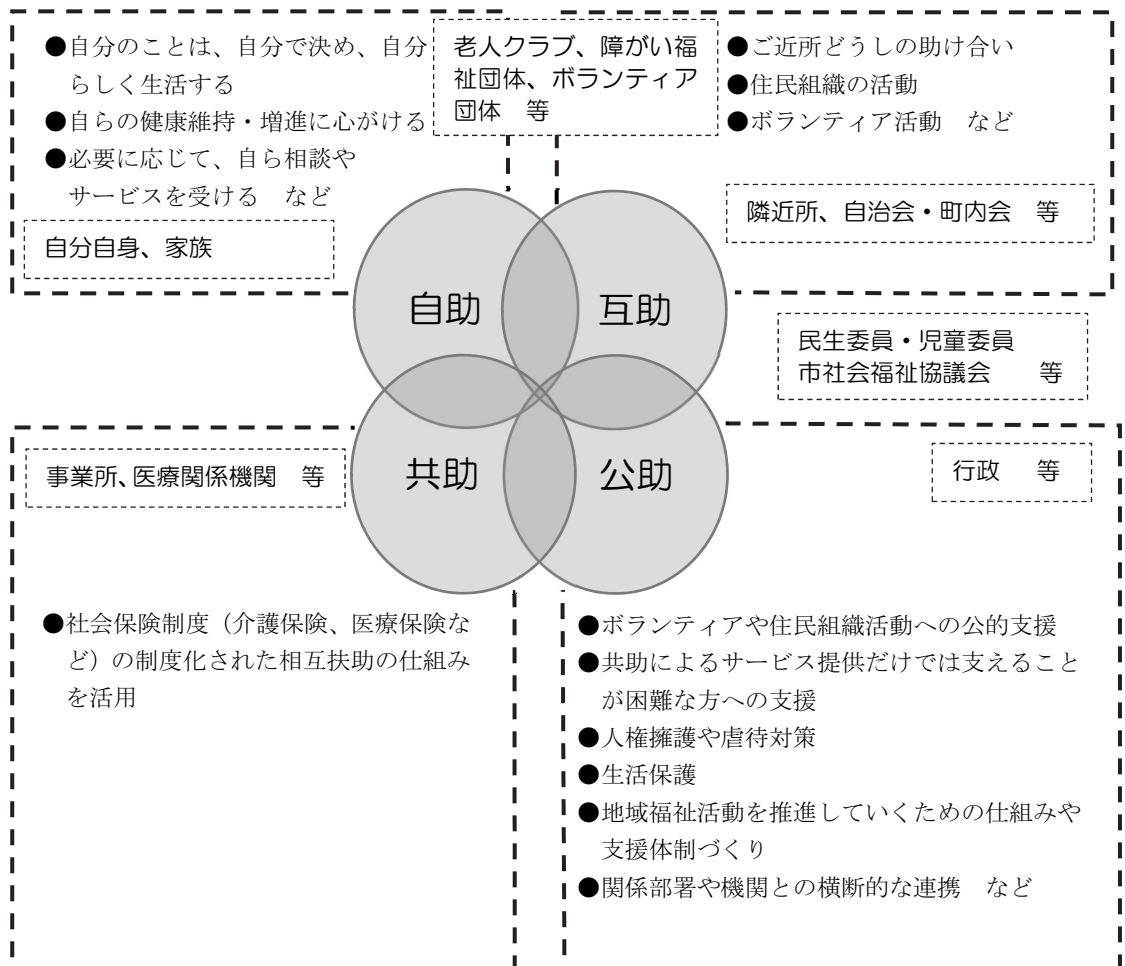


## 2. 地域福祉全体における考え方について

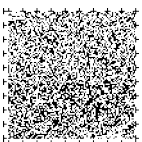
本市では、社会的に弱い立場にある人を孤立・孤独、排除や摩擦から守り、社会・地域の一員として包み支え合う「ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）」の考え方を踏まえ、地域の様々な課題に対して、「自助」「互助」「共助」「公助」がお互いに重なり合う「支え合いの地域づくり」を目指しています。藤沢市地域福祉計画では、地域福祉を推進するための考え方として、「自助」「互助」「共助」「公助」のそれぞれの役割が位置付けられています（図表8-2参照）。

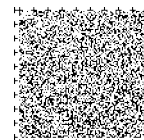
障がいのある人を取り巻く環境には、「自助」「互助」「共助」「公助」を妨げる様々な社会的障壁があります。「『きらり ふじさわ』中間見直し」では、地域福祉全体の推進を目指すとともに、障がいのある人が自分らしく生活できる地域社会を実現するために、各主体の役割が機能するための施策を実施します。

図表 8-2 地域福祉における自助・互助・共助・公助の関係性



注. 藤沢市地域福祉計画より引用。ただし、表現の一部を障がい福祉の考え方に則して変更しています。  
出所：藤沢市地域福祉計画





### 3. 計画の推進体制について

#### (1) 庁内における横断的な取組の推進

計画の実現のためには、障がいのある人やその家族等へのきめ細やかなサービスを、庁内の各部署が一体的に提供できる体制が必要です。

障がいのある人を取り巻く地域課題の解決に向けて、障がい福祉分野のみならず、あらゆる分野において障がい者施策を展開すべく、庁内の横断的な調整や取組を推進します（図表 8-3 参照）。

#### (2) モニタリング指標の設定と PDCA サイクルによる進行管理

『きらり ふじさわ』中間見直し」では、記載した事業や取組について、あらかじめ設定した指標のモニタリングを通じて、計画の達成状況や施策の効果の点検を行います。

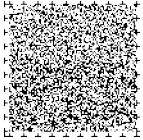
また、計画の進行管理においては、PDCA サイクルの手法を活用し、計画全体のマネジメントを行い、点検・評価、地域課題の共有等を通して、本市の障がい者施策の目指す方向性を関係者が相互に学習し合い、これらの成果を計画策定に活用していきます（図表 8-3 参照）。

#### (3) モニタリングの実施体制

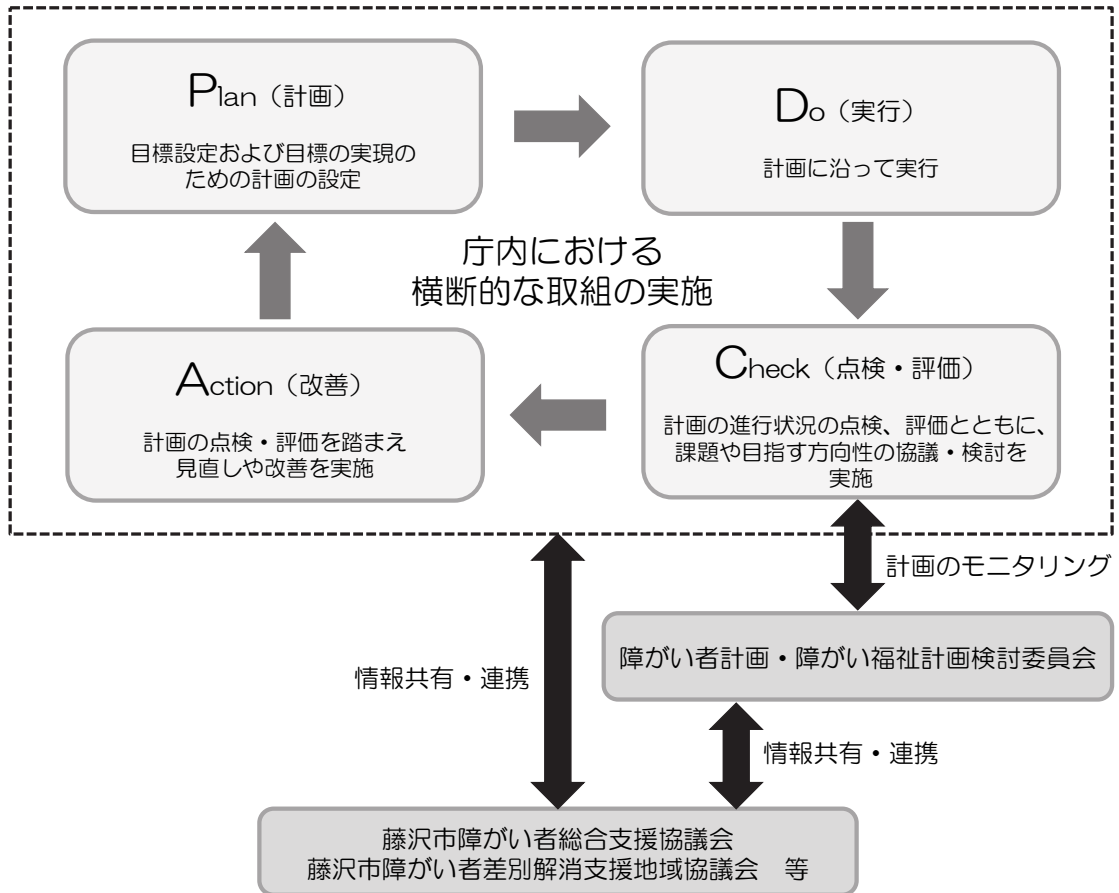
『きらり ふじさわ』中間見直し」のモニタリングは、「障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会」において毎年行い、地域における課題と照らし合わせ、改善の方向性について協議・検討を行います。加えて、全体的な総合評価と計画策定に向けた協議・検討については、2020 年度（平成 32 年度）に実施します。

また、障がいのある人に必要な支援を提供するため、一人ひとりにあった支援を行う中でみえてきた地域課題を、抽出・分析し、当該課題については「障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会」において関係機関と情報を共有しながら、今後の対策や取組の方向性等の協議を進めていきます（図表 8-3 参照）。

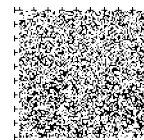
さらに、その協議経過や取組内容、および対応策等については、「藤沢市障がい者総合支援協議会」や「藤沢市障がい者差別解消支援地域協議会」等と情報を共有し、随時連携しながら、障がい福祉の向上に向け協議・検討を進めていきます（図表 8-3 参照）。



図表 8-3 「『きらり ふじさわ』中間見直し」の推進体制



注. 実施事業および担当課については、第5章「施策の方向性と展開」に掲載



#### (4) モニタリングの実施スケジュール

「『きらり ふじさわ』中間見直し」の進捗状況を確認する流れとしては、以下のスケジュールを予定しています（図表8-4参照）。

年度ごとに進捗状況を管理し、「障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会」への報告と意見聴取を実施するとともに、聴取した意見は事業を所管する関係各課へ報告し、必要とされる取組について検討します。

図表 8-4 「『きらり ふじさわ』中間見直し」の進行管理スケジュール（各年度）

	障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会
4月	
5月	・障がい福祉サービス・障がい児支援サービスの実施実績確認（速報値）
6月	
7月	・障がい福祉関係事業の進捗状況確認
8月	・モニタリング結果の確認と改善に向けた意見集約 ・障がい福祉サービス・障がい児支援サービスの実施実績確認（確定値）
9月	・事業を所管する関係各課へ集約した意見報告
10月	
11月	
12月	
1月	・施策への反映状況のフィードバック
2月	
3月	

#### (5) 計画の進捗状況等の公表

「『きらり ふじさわ』中間見直し」は、障がいのある人や障がい者団体関係者の意見等を踏まえた上で、「藤沢市障がい者総合支援協議会」および「障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会」と市が協働して策定したものであり、各主体が計画の進捗状況等の情報を共有し、協働して計画を推進することが不可欠です。そこで、計画の進捗状況等について、市民の皆様に公表します。

